

事 務 連 絡

平成 30 年 10 月 1 日

各都道府県廃棄物主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局  
総務課リサイクル推進室  
経済産業省産業技術環境局  
資源循環経済課  
経済産業省商務情報政策局  
情報産業課環境リサイクル室

平成 30 年台風第 24 号により被災したパソコンの処理について

今般、平成 30 年台風第 24 号で甚大な被害が生じており、これに伴い、膨大な量の災害廃棄物が発生することが見込まれます。

災害廃棄物の中には、被災したパソコンについても多く混入していることが想定されますが、現場の状況に鑑みた柔軟な対応も必要とされるものと思われま

す。ついては、被災したパソコンの処理について別紙のとおり取りまとめましたので送付します。貴管下市町村に対しても周知いただくようお願い申し上げます。

<連絡先>

環境省環境再生・資源循環局

総務課リサイクル推進室

担当：加地、梅口

TEL：03-5501-3153（直通）

E-mail：[hairi-recycle@env.go.jp](mailto:hairi-recycle@env.go.jp)

経済産業省産業技術環境局資源循環経済課

担当：近藤、森

TEL：03-3501-4978（直通）

E-mail：[3r-info@meti.go.jp](mailto:3r-info@meti.go.jp)

経済産業省商務情報政策局

情報産業課環境リサイクル室

担当：鈴木、田中

TEL：03-3501-6944（直通）

E-mail：[kaden-recycle@meti.go.jp](mailto:kaden-recycle@meti.go.jp)

## 被災したパソコンの処理について

被災したパソコンの処理方法は、以下のとおり。

1. 被災地ではがれき等の迅速な処理が最優先であることから、被災したパソコンについては、災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理することもやむを得ない。
2. 他のがれき等と混在していない場合など分別が可能な場合は以下の手順で実施。

## 第1ステップ：自治体が、分けられる範囲で分別・保管

○自治体が、収集した災害廃棄物の中から、可能な範囲で、パソコンを分別

## 第2ステップ：自治体が、リサイクルが見込めるかを判断

○破損・腐食の程度等を勘案し、リサイクル可能（有用な資源の回収が見込める）か否かを、自治体が判断

○判断が困難な場合は、パソコンメーカーが支援

※支援受付窓口：

パソコン3R推進協会 マネージャー 小仁所（こにしよ） 佳人氏 03-5282-7820

## 第3ステップ：パソコン3R推進協会が引き取り、又は自治体で処理

→リサイクルが見込める場合

パソコン3R推進協会の指定業者が自治体の保管場所に引き取りに行き（台数が少ない場合は、ゆうパック使用の場合あり）、パソコン3R推進協会がリサイクルを実施

※引き取り受付窓口：支援受付窓口の連絡先と同じ

→リサイクルが見込めない場合

災害廃棄物として、他の廃棄物と一括で処理

## 注意点

○パソコンを災害廃棄物から分別することは、資源有効利用促進法上は、義務ではない。  
○過去の災害（例：平成30年7月豪雨、平成28年台風10号、東日本大震災、熊本地震、大阪府北部を震源とする地震、北海道胆振東部地震）においては、リサイクルが見込めない場合には、災害廃棄物として一括して処理をするのが通例。

○PCリサイクルマークのないものについては、市町村がパソコン3R推進協会に引き渡した場合に発生するリサイクルの費用（リサイクル料金を含む）は市町村負担であるが、国庫補助（災害等廃棄物処理事業費補助金）の対象となる\*。PCリサイクルマークのあるものについては、リサイクル料金を市町村が負担する必要はない。

○パソコン3R推進協会が引き取る場合、市町村でPCリサイクルマークの有無を確認する必要はない。協会がPCリサイクルマークのないものの台数をカウントし、当該台数分のリサイクル料金を事後的に市町村に請求する。

○上記の手順によらず、小型家電リサイクル法に基づき小型家電の回収・処理を行っている認定事業者等に、パソコンの引渡しを行うことを妨げるものではない。

※国庫補助の対象要件：政令指定都市にあっては80万円以上、その他の市町村にあっては40万円以上の事業費を要した場合（補助率1/2）

以上